

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十五号

#### マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類) 第三条 (略)</p> <p>一 法第百二条第二項第一号に該当するものとして同項の規定による認定を受けようとするマンションの耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行った構造計算が妥当であることを建築物の構造に関し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認められた者が証する書類をいう。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2  省令第四十九条第二項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百二条第二項第二号から第五号までの規定による認定を受けようとするマンションの平面図</p> <p>二 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類) 第三条 (略)</p> <p>一 法第百二条第二項の規定による認定を受けようとするマンションの耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行った構造計算が妥当であることを建築物の構造に関し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認められた者が証する書類をいう。）</p> <p>二・三 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。